

令和6年度4月からの保育料 下呂市が定める保育料及び延長料、給食費

▶ 保育料(3歳未満児) 3号認定 保育認定(標準時間、短時間)

【保育料月当たりの金額】

保育料には給食費が含まれています。

階層区分		推定年収	軽減区分		第1子	第2子	第3子以降	同時入所	第3子軽減
①	生活保護世帯				0円	0円	0円	多子軽減制限なし	多子軽減制限なし
②	市町村民税所得割非課税世帯	260万円未満相当	ひとり親等	保育料	0円	0円	0円		
			その他	保育料	0円	0円	0円		
③-1	市町村民税所得割非課税世帯(均等割りのみ課税)	330万円未満相当	ひとり親等	保育料	3,500円	0円	0円		
			その他	保育料	8,000円	4,000円	0円		
③-2	市町村民税所得割48,600円未満	330万円未満相当	ひとり親等	保育料	5,000円	0円	0円		
			その他	保育料	15,000円	7,500円	0円		
④	市町村民税所得割77,101円未満	360万円未満相当	ひとり親等	保育料	5,000円	0円	0円		
	57,700円未満		その他	保育料	24,000円	12,000円	0円		
	77,101円未満	保育料		24,000円	12,000円	0円			
	97,000円未満	470万円未満相当		保育料	24,000円	12,000円	0円		
⑤	市町村民税所得割169,000円未満	640万円未満相当		保育料	32,000円	16,000円	0円	小学校前	18歳未満
⑥	市町村民税所得割301,000円未満	930万円未満相当		保育料	38,000円	19,000円	0円		
⑦	市町村民税所得割397,000円未満	1130万円未満相当		保育料	44,000円	22,000円	0円		
⑧	市町村民税所得割397,000円以上	1130万円相当以上		保育料	48,000円	24,000円	0円		

※1 満3歳に到達した日に属する年度途中の2号認定の保育料は、3歳未満児の3号認定の保育料です。

※2 特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は第1子の半額です。(同時入所)

ただし、年収360万円未満相当の世帯においては多子カウントにおける年齢制限を撤廃し、年収360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降は無料となります。

※3 4月1日時点において、児童の属する世帯に18歳未満の児童が3人以上いる場合であって、当該児童が3人目以降の場合は無料です。

令和6年度4月からの保育料 下呂市が定める保育料及び延長料、給食費

▶ 給食費(3歳以上児)1号認定 教育認定(標準時間)

階層区分		推定年収	軽減区分		第1子	第2子	第3子以降	同時入所	第3子軽減
①	生活保護世帯				0円	0円	0円	多子軽減制限なし	多子軽減制限なし
②-1	市町村民税所得割非課税世帯	270万円未満相当	ひとり親等	保育料	0円	0円	0円		
				給食費	300円	300円	300円		
その他	保育料		0円	0円	0円				
	給食費		300円	300円	300円				
②-2	市町村民税所得割非課税世帯(均等割りのみ課税)	360万円未満相当	ひとり親等	保育料	0円	0円	0円		
				給食費	600円	600円	600円		
その他	保育料		0円	0円	0円				
	給食費		600円	600円	600円				
③	市町村民税所得割77,100円以下	680万円未満相当	ひとり親等	保育料	0円	0円	0円		
				給食費	600円	600円	600円		
その他	保育料		0円	0円	0円				
	給食費		600円	600円	600円				
④	市町村民税所得割211,200円以下	680万円未満相当		保育料	0円	0円	0円		
				給食費	4,600円	4,600円	600円		
⑤	市町村民税所得割211,201円以上			680万円相当以上		保育料	0円	0円	0円
						給食費	4,600円	4,600円	600円

給食費 下呂市 主食費(600円)、副食費(4,000円)

- ※1 年収360万円未満相当の世帯については多子カウントにおける年齢制限を撤廃し、さらに副食費免除となります。
- ※2 特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に3人目以降は副食費免除です。(同時入所)
- ※3 市町村民税非課税世帯(1号認定②-1階層と2号認定②階層)の給食費は主食費半額です。
- ※4 4月1日時点において、児童の属する世帯に18歳未満の児童が3人以上いる場合であって、当該児童が3人目以降の場合は副食費免除となります。

令和6年度4月からの保育料 下呂市が定める保育料及び延長料、給食費

▶ 給食費(3歳以上児) 2号認定 保育認定(標準時間、短時間)

階層区分		推定年収	軽減区分		第1子	第2子	第3子以降	同時入所	第3子軽減
①	生活保護世帯				0円	0円	0円	多子軽減制限なし	多子軽減制限なし
②	市町村民税所得割 非課税世帯	260万円未満相当	ひとり親等	保育料	0円	0円	0円		
				給食費	300円	300円	300円		
			その他	保育料	0円	0円	0円		
				給食費	300円	300円	300円		
③-1	市町村民税所得割 非課税世帯(均等割りのみ課税)	330万円未満相当	ひとり親等	保育料	0円	0円	0円		
				給食費	600円	600円	600円		
			その他	保育料	0円	0円	0円		
				給食費	600円	600円	600円		
③-2	市町村民税所得割 48,600円以下		ひとり親等	保育料	0円	0円	0円		
				給食費	600円	600円	600円		
			その他	保育料	0円	0円	0円		
				給食費	600円	600円	600円		
④	市町村民税所得割 77,101円未満	360万円未満相当	ひとり親等	保育料	0円	0円	0円		
			給食費	600円	600円	600円			
	57,700円未満	その他		保育料	0円	0円	0円		
			給食費	4,600円	4,600円	600円			
77,101円未満	470万円未満相当		保育料	0円	0円	0円			
		給食費	4,600円	4,600円	600円				
97,000円未満			給食費	4,600円	4,600円	600円			
⑤	市町村民税所得割 169,000円未満	640万円未満相当		保育料	0円	0円	0円		
				給食費	4,600円	4,600円	600円		
⑥	市町村民税所得割 301,000円未満	930万円未満相当		保育料	0円	0円	0円		
				給食費	4,600円	4,600円	600円		
⑦	市町村民税所得割 397,000円未満	1130万円未満相当		保育料	0円	0円	0円		
				給食費	4,600円	4,600円	600円		
⑧	市町村民税所得割 397,000円以上	1130万円相当以上		保育料	0円	0円	0円		
				給食費	4,600円	4,600円	600円		

令和6年度4月からの保育料 下呂市が定める保育料及び延長料、給食費

▶ 延長利用料 1号認定 教育認定(標準時間)

※ 下呂市内の公立保育施設を利用し、各施設(園)が定める教育標準時間(6時間)を超えて利用した場合に延長利用料が発生します。

単位	利用区分	負担額
時間	1時間当たり(1時間に満たない場合は1時間)	150円
月	8時15分から16時15分まで利用可能	2,700円

延長利用料軽減

※ 1号認定給食費の階層区分①または②-1に該当する場合の延長利用料は無料です。
1号認定給食費の階層区分②-2に該当する場合で月単位の場合の延長利用料は1,000円です。

▶ 通園バス協力費

※ 通園バスを利用する方は通園バス協力費(月額)が必要です。

利用区分	負担額
通園バス協力費	1,000円

▶ 支払方法

	1号認定	2号認定	3号認定
保育料			口座振替
延長料利用料(月利用)月2,700円	口座振替		
延長料利用料(時間利用)1時間150円	納付書により 窓口納付		
給食費	口座振替	口座振替	
通園バス協力費	施設で集金	施設で集金	